

入院時食事療養費の標準負担額

2024年6月1日

区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		1食につき 490円	
現役並み所得者・一定以上所得者 ・一般(指定難病の方 ※1)		1食につき 280円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 230円
		過去12か月で90日を超える入院 (※2)	1食につき 180円
	区分Ⅰ	1食につき 110円	

※1 都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方

※2 過去12か月で区分Ⅱの標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を越えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。